

大規模盛土造成地滑動崩落防止事業における第二次調査の実施について

1 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業とは

◆大規模盛土造成地の定義（図1）

- ・盛土面積が3,000㎡以上（谷埋め型）
 - ・地山の勾配が20°以上かつ盛土高さが5m以上（腹付け型）
- のいずれかの要件を満たす盛土造成地

※滑動崩落とは
大地震によって盛土全体又は大部分が広範囲にわたって滑ったり崩れたりすること

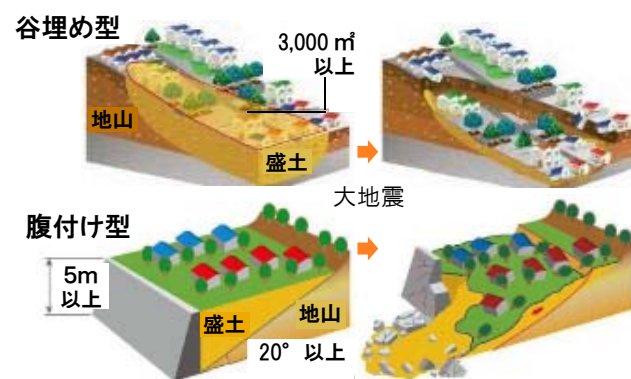


図1 大規模盛土造成地の定義と滑動崩落のイメージ

(1) 背景

新潟県中越地震等で、大規模盛土造成地における滑動崩落被害が相次いで発生しました。これを受けて国は、地震時の宅地の安全性を確保するため、平成18年に宅地造成等規制法(昭和36年制定)の改正と併せて、宅地耐震化推進事業を創設しました。本事業は、宅地耐震化推進事業に基づき、大規模盛土造成地の調査や対応策の検討等を行うものです。

(2) 直近の大地震における滑動崩落被害

東日本大震災では、昭和30～40年代に造成された古い大規模盛土造成地の宅地を中心に、滑動崩落により家屋・擁壁の損壊や道路の亀裂・陥没等が発生し、住民の生活に大きな影響を与えました（図2）。



図2 東日本大震災時の滑動崩落被害（仙台市）

(3) 事業の流れと目的

国の事業スキームでは、既存の造成宅地について、大規模盛土造成地の有無の確認（第一次調査）とそれら造成地の安全性の詳細検討（第二次調査）を行う変動予測調査を地方公共団体が実施するとしています。また第二次調査の結果、滑動崩落のおそれがあるとされた地域では被害を軽減するための予防対策を、地方公共団体と土地所有者等が協力して進めていくことが望まれます（図3）。

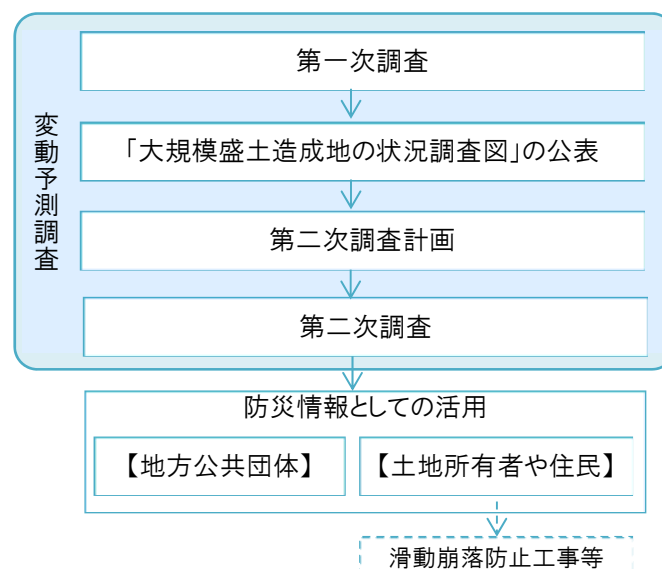


図3 事業の流れ

2 これまでの経過（第一次調査、第二次調査計画）

平成18～21年度に、旧地形図や航空写真と現地形図を重ね合わせる第一次調査により、大規模盛土造成地（3,271箇所）を抽出し、「大規模盛土造成地の状況調査図」を平成21年度に公表しました（図4）。

平成24～28年度に、第一次調査で抽出した大規模盛土造成地について、現地踏査等の実施や外部有識者の意見などを踏まえ、第二次調査が必要な地区を選定しました。

3 今後の取組み（第二次調査の実施）について

(1) 地元説明会

第二次調査を予定している地区については、あらかじめ地元説明会を開催し、調査への土地所有者等の理解と協力を求めます。

(2) 調査内容

ア 地盤調査

ボーリング調査等により、土質及び地下水位、盛土の断面形状等を把握します。

イ 安定計算

地盤調査の結果に基づき、滑動崩落のおそれのある範囲を抽出します。

(3) 第二次調査後の対応

ア 防災情報としての活用

第二次調査の結果を防災情報として活用して頂けるよう、土地所有者等に情報提供します。

イ 対応策の検討

国の交付金要綱を踏まえた滑動崩落対策工事に関する補助制度や住民支援体制の構築などについて、検討を進めます。

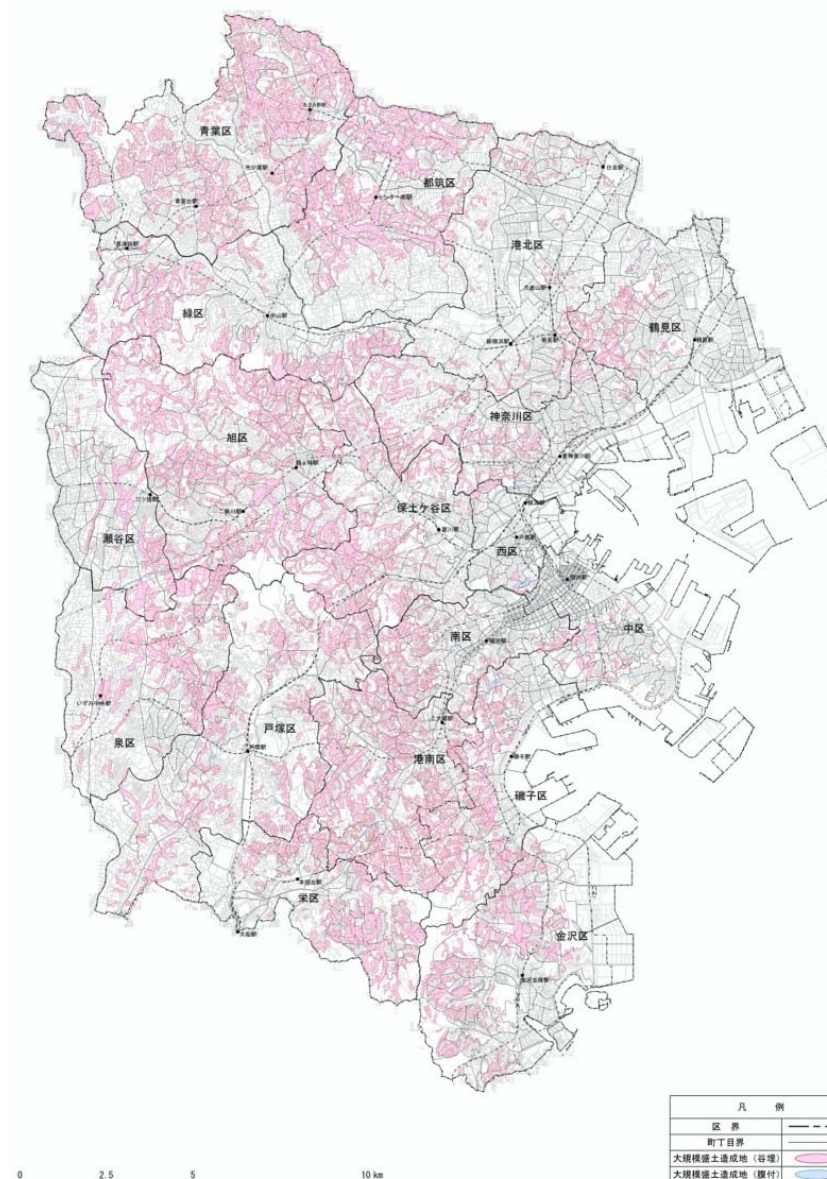


図4 横浜市大規模盛土造成地の状況調査図